

# かごしまデジタルスマートシティ推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、かごしまデジタルスマートシティ推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、デジタル技術を活用し、産学官金が協働して地域のデジタル化を新たな価値創出と社会課題解決の両面から推進することにより、住民一人ひとりの幸福度の向上に繋げることを目的とする。

(基本方針)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる基本方針に基づき活動を行う。

- (1) 住民目線で満足度の高いまちづくりを推進すること。
- (2) 多様な主体が参画可能な取組とし、分野間の連携やイノベーションの創発を促進すること。
- (3) 地域課題解決のための持続可能なサービスを実装すること。
- (4) 個人情報の保護と透明性の確保を徹底した上でデータ利活用を推進すること。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域課題の解決に向けた事業の検討及び調査・研究
- (2) 会員相互の情報交換や連携促進
- (3) 本活動に関する啓発及び人材育成
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する法人又は団体等の会員により組織する。

- 2 協議会の会員としての登録を希望するものは、入会申込書を会長に提出し、審査の上、承認を得るものとする。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、退会届を会長に届け出るものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を棄損する行為があったとき又はそのほか除名すべき正当な事由があるときは、会長は当該会員を除名することができる。

(会長)

第6条 協議会の会長は、会務を統括して協議会を代表する。

- 2 会長は、鹿児島市長とする。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な活動及び運営に関して、次の各号に関する事項の調整等を図るため、協議会に幹事会を置く。

- (1) 協議会の運営方針及び運営に関すること。
  - (2) 活動計画及び活動報告に関すること。
  - (3) 分科会の設置及び廃止に関すること。
  - (4) 本規約の変更に関すること。
  - (5) その他、協議会の目的の達成に資する事項に関すること。
- 2 幹事会は、会員の中から会長が指名する者（以下「幹事」という。）で構成する。
  - 3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第3条の活動内容の具体化を図るため、協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、幹事会の承認をもって設置及び廃止する。
- 3 分科会は、施策推進に向けたテーマ毎の方針検討等を行うものとし、幹事が統括する。

4 分科会のメンバーは、会員の意向を考慮して幹事が指名するものとする。

5 その他分科会に関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、鹿児島市総務局DX推進部デジタル戦略推進課に事務局を置く。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために、オブザーバーを置くことができる。

(活動運営費)

第11条 協議会の活動に要する運営費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会費は、無料とする。

(2) 活動経費（会議出席、旅費等）は、会員の自己負担とする。

(3) 事業費（施策推進）は、関係会員の負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(秘密保持)

第12条 会員は、秘密保持に関する次の各号を遵守する。

(1) 協議会において知り得た活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(2) 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

(知的財産権等の帰属)

第13条 協議会の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等（特許、著作権等）は当該会員に

帰属する。

(2) 新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、協議会に報告の上、別途協議を行う。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が定める。

付則

この規約は、協議会の設立の日から施行する。